高齢運転者への対応について

６５歳になったら、６６歳になるまでの間で適齢診断を受診する。

適齢診断の結果が判明した後、1ヶ月以内に特別な指導をおこなう。

適齢診断結果

重要

指導を行ったら必ず記録を残しておく。

３年保存

その後、3年以内ごとに1回受診させる。
受診したら、特別な指導を行う。
その記録をちゃんと保管する。

運転者台帳に
転記するとともに
運転者台帳又は
指導教育記録に
綴じる。

規則上の高齢運転者（65歳以上）対応

○安全規則10条(従業員に対する指導及び監督)
２　事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が告示で定める適性診断であって国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。

○貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針
２章２(3)高齢者である運転者（以下「高齢運転者」という。）
適齢診断の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた事業用自動車の安全な運転方法等について運転者が自ら考えるよう指導する。
2章３(1)指導の実施時期
③　高齢運転者
適齢診断の結果が判明した後１か月以内に実施する。
2章３(2)きめ細かな指導の実施
高齢運転者が加齢に伴う身体機能の変化を自覚することにより、運転者が事業用自動車の運行の安全を確保するための知識の充実並びに技能及び運転行動の改善を図ることができるよう、適齢診断の結果判明した当該運転者の運転行動の特性も踏まえ、当該運転者と話し合いをしつつきめ細かな指導を実施することが必要である。
また、この場合において、当該運転者が気づかない技能、知識又は運転行動に関する問題点があれば、運転者としてのプライドを傷つけないように配慮しつつこれを指摘することが必要である。さらに、指導の終了時に、運転者により安全な運転についての心構え等についてのレポートを作成させるなどして、指導の効果を確認することが望ましい。
2章４(3)高齢運転者
適齢診断を６５才に達した日以後１年以内（６５才以上の者を新たに運転者として選任した場合には、選任の日から１年以内）に１回受診させ、その後3年以内ごとに１回受診させる。
○解釈・運用10条(従業員に対する指導及び監督)
１　安全規則10条第1項(乗務員)及び第2項(特定の乗務員)に基づく乗務員に対する指導及び監督は、「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成13年国土交通省告示第1366号。以下「指導監督指針」という。）により実施するよう指導すること。
７　運転者として新たに雇い入れた者が65才以上である場合には、適齢診断を受診させたことをもって、初任診断とみなして差し支えない。